

災害により損害を受けた方への市税の減免について

令和7年8月豪雨により被害を受けた方は、市税（個人住民税・国民健康保険税・固定資産税）の減免を受けられる場合があります。

○個人住民税・国民健康保険税

1 減免の対象

- 個人住民税：令和7年度分の個人住民税のうち、令和7年8月10日以後に納期の末日が到来するもの
- 国民健康保険税：令和7年度分の国民健康保険税のうち、令和7年8月10日以後に納期の末日が到来するもの

2 減免又は免除の割合

※国民健康保険税の場合は、主たる生計維持者が対象となり、減免の範囲は国民健康保険加入世帯となります。

(1) 災害により居住に係る住宅又は家財に損害を受けた方（合計所得金額1,000万円以下）

○個人住民税

損害の程度	令和6年合計所得金額 500万円以下	令和6年合計所得金額 750万円以下	令和6年合計所得金額 750万円超
	減額又は免除の割合		
全壊又は家財の価額の10分の5以上のとき	全部	2分の1	4分の1
準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊又は家財の価額の10分の1以上10分の5未満のとき	2分の1	4分の1	8分の1

○国民健康保険税

損害の程度	減額又は免除の割合
事業の廃止又は失業のとき	10分の10
全壊又は家財の価額の10分の5以上のとき	10分の10
準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊又は家財の価額の10分の1以上10分の5未満のとき	10分の5

(2) 災害により事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、以下のアからウまでの全てに該当する方

- ア 事業収入等のいずれかの減収額（保険金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること
- イ 前年の所得金額が1,000万円以下であること
- ウ 事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

令和6年合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の2

3 申請に必要な書類

申請書（受付会場にあります。市HPからダウンロードも可能です。）

罹災証明書（住家）又は被災証明書（非住家）の写し

事業の廃止又は失業したことを証明できるもの ※（1）国民健康保険税「事業の廃止又は失業のとき」に該当する場合
所得の見込み額が分かるもの ※（2）に該当する場合

○固定資産税

1 減免の対象と割合

令和7年8月豪雨で被害を受けた家屋、土地、償却資産の令和7年度分の固定資産税のうち、令和7年8月10日以後に納期の末日が到来するもの

家屋

損害の程度	減額又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 【罹災証明書の全壊程度】	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の5以上の価値を減じたとき【罹災証明書の全壊程度】	10分の10
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価額の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき 【罹災証明書の大規模半壊程度】	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき【罹災証明書の中規模半壊程度・半壊程度】	10分の4
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき【罹災証明書の準半壊程度】	10分の2

土地（宅地・農地）

損害の程度	減額又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

償却資産

損害の程度	減額又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
当該償却資産が損傷し修理が必要と認められるとき	10分の5

2 申請に必要な書類

- ・固定資産税減免申請書（受付会場にあります。市HPからダウンロードも可能です。）
- ・罹災証明書の写し（住家の場合）
- ・被害状況のわかる写真（非住家の場合）

○申請場所

個人住民税・国民健康保険税・固定資産税の申請受付を次の2か所で行います。

【大矢野庁舎】書庫棟1階会議室 【松島庁舎】2階会議室

○申請期間

※10月は、土曜日・日曜日でも受付を行います。

令和7年10月15日（水）～ 当面の間 9時～16時【12時～13時除く。】※午前・午後とも受付〆切は終了時刻の30分前です。

【問合せ先】上天草市役所 市民生活部 税務課

<個人住民税・国民健康保険税について>

市民税係 TEL：0964-26-5519

<固定資産税について>

固定資産税係 TEL：0964-26-5520

市HP <住民税・国保税> <固定資産税>

